

流山市工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の検査を適正に執行するため、法令その他別に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 この規程において検査とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 完成検査 工事が完成したときに行う検査

(2) 一部完成検査 工事の一部が完成し、その引渡しを受けるときに行う検査

(3) 出来高検査 工事の完成前に、その出来高に応じて工事費用の一部を支払う必要があるときに行う検査

(4) 中間検査 工事の施工の途中において、必要に応じて行う検査

(5) その他検査 前各号に定めるもののほか、特に予算執行者が必要と認めたときに行う検査

(検査員の種類及び検査の範囲)

第3条 流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「財務規則」という。）第153条第1項の規定により、予算執行者が検査を命じる職員（以下「検査員」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、当該検査員が行う検査は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 流山市行政組織規則（昭和43年流山市規則第5号。以下「行政組織規則」という。）第4条第1項に規定する総合政策部工事検査室（以下「検査担当課」という。）に所属する職員 工事請負金額が1件当たり130万円を超える工事の検査（次号に掲げるものを除く。）

(2) 検査担当課に所属する職員以外の職員であって特に専門的な知識又は技能を有する職員 工事請負金額が1件当たり130万円を超える工事であって、検査の実施に当たり、予算執行者が特に専門的な知識又は技能が必要であると認める検査

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に定める検査以外の検査

第4条 行政組織規則第4条第1項に規定する総務部管財課の長（以下「契約担当課長」という。）は、入札により工事請負契約を締結した

ときは、財務規則第136条に規定する入札執行及び契約締結記録票の写しを検査担当課の長（以下「検査担当課長」という。）に送付するものとする。

2 工事を担当する課等の長（以下「工事担当課長」という。）は、随意契約により工事請負契約（工事請負金額が1件当たり130万円以下のものを除く。）を締結したときは、別に定める流山市契約事務取扱要領（以下「要領」という。）に定める予算執行伺書（B）の写しを検査担当課長に送付するものとする。

3 検査担当課長は、前2項の規定による送付を受けたときは、必要に応じて中間検査の時期等について工事担当課長と協議するものとする。

（検査の方法）

第5条 検査員は、契約書、設計書、図面、仕様書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づいて、工事目的物の工事実施状況、出来形、品質について適否の判断を行うとともに、出来栄え等を加えて評価を行うものとする。

2 検査員は、検査の実施に当たり必要と認める場合は、破壊若しくは分解又は試験等の措置を講ずるものとする。

3 検査員は、地下、水中、その他仕上げ内部面等外部から直接検査を行い難い部分の工事については、出来形図、品質管理の状況を示す資料及び工事写真その他の記録により検査することができる。

（検査の立会い）

第6条 検査員は、工事の検査に当たっては、当該工事の請負者及び監督員（財務規則第152条第1項の規定により予算執行者が監督員を命じた職員をいう。以下同じ。）を立ち合わせるものとし、工事の監理を委託した工事にあつては、その受託者も立ち合わせるものとする。

2 前項に規定するもののほか、検査員は、必要に応じて工事を担当する係長以上の職にある者（以下「立会人」という。）の立会いを求めることができるものとする。

（検査の手続き）

第7条 工事担当課長は、請負者から要領に定める完成届の提出を受け、当該工事の完成、一部完成若しくは出来高を確認したとき又は工事施工途中において検査を必要と認めたときは、速やかに工事検査依頼書

(別記第1号様式)に契約書等を添え、予算執行者に検査の依頼をするものとする。

2 予算執行者は、検査の実施に当たり、特に専門的な知識又は技能が必要であると認めるときは、工事検査実施命令書(別記第2号様式)により第3条第2号に掲げる職員に当該検査の実施を命令するものとする。

3 予算執行者は、検査の実施に当たり、検査日時等を工事検査実施通知書(別記第3号様式)により、工事担当課長に通知するものとする。

4 工事担当課長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに検査日時等を当該工事の請負者、監督員及び立会人に通知するものとする。

(手直し工事の指示等)

第8条 検査員は、検査した工事が契約書等に定めるものと相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事通知書(別記第4号様式)により請負者にその旨を通知するとともに、手直し工事指示書(別記第5号様式)により工事担当課長に補修又は改造を指示しなければならない。ただし、補修又は改造が軽微であると認めるときは、口頭により指示することができる。

2 検査員は、前項に規定する補修又は改造が重大であると認められるときは、直ちに予算執行者に報告しなければならない。

(手直し工事の検査等)

第9条 工事担当課長は、前条第1項本文に規定する通知を受けた請負者が補修又は改造を完了したときは、手直し工事完了報告書(別記第6号様式)によりその旨を報告させるものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による報告を受け、補修又は改造の完了を確認したときは、速やかに手直し工事検査依頼書(別記第7号様式)により予算執行者にその検査の依頼をするものとする。

3 第5条及び第6条の規定は、手直し工事の検査について準用する。

(成績の評定)

第10条 請負工事の質の向上を図るため、工事請負金額が1件当たり130万円を超える工事の検査にあつての成績評定は、別に定める流山市工事成績評定要領に基づき、厳正かつ公正に同要領に定める者が行うものとする。

(検査の報告等)

第11条 検査員は、検査(中間検査を除く。)の結果、給付の完了が確認されたとき又は中間検査において対象部分の完成が確認されたときは、工事検査報告書(別記第8号様式)に契約書等及び次に掲げる書類を添えて予算執行者に報告しなければならない。

(1) 検査(出来高)調書(中間検査を除く。)

(2) 工事成績評定表(工事請負金額が1件当たり130万円を超える工事の検査に限る。)

(3) 工事検査依頼書(手直し工事があった場合は、手直し工事検査依頼書を含む。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 予算執行者は、前項の規定による報告を受け、その内容を確認した後、契約担当課長に工事成績評定表の写しを送付するものとする。

(検査結果の通知)

第12条 予算執行者は、前条の規定による報告(中間検査に係わる報告を除く。)を受け、給付の完了を確認したときは、検査の結果を工事検査結果通知書(別記第9号様式)により当該請負者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出来高検査にあつては当該工事の給付の完了を要しないものとする。

(台帳の整理)

第13条 予算執行者は、検査の結果を記録し、整理するものとする。

(検査方法等の準用)

第14条 予算執行者が自ら検査を行う場合については、第5条、第6条、第8条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。この場合において、第5条、第6条、第8条第1項及び第10条中「検査員」とあるのは「予算執行者」と、第11条第2項中「予算執行者は、前項の規定による報告を受けたときは」とあるのは「予算執行者は」と、第12条中「予算執行者は、前条の規定による報告を受け」とあるのは「予算執行者は」と読み替えものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施工する。

附 則(平成9年4月1日訓令第7号)

この訓令は、公示の日から施工する。

附 則(平成10年11月25日訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の規定により調製された工事検査報告書及び工事検査結果通知書が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年3月30日訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の規定により調製された工事検査報告書が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年3月22日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。